

東京都市計画地区計画千住大川端地区地区計画〔東京都決定〕【総括図】

令和 6 (2024) 年 4 月現在

 **足立区** 編集：足立区中央本町一丁目17番1号 電話3880-5111（代）
都市建設部 都市建設課

詳細については、備え付けの指定図書を縦覧してください。

※ 本国は多色刷のため多少のずれがありますのでご注意ください。

- **地域地区の境界線とのり方**
原則として、地域地区の境界線で明示しないものは、原則として道路・鉄道・河川等の中心線となつてゐます。
路線車で指定距離の明示しないものは、道路等の境界線から20mです。
(例) 30 30mを示す (道路等からの距離)
50 50mを示す (道路等からの距離)
100 100mを示す (道路等からの距離)
※ 都市計画部建築課に照会を要する
- ※ 防災街区整備地区計画区域内の路線車は、地区施設道路境界から20mです。
- **日影規制の境界線とのり方**
原則として、地域地区の境界線と異じです。例外的に異なる地区に於ては、赤線及び赤字で、地域地区の境界線に明示してあります。

地区計画等の区域	
	地区計画区域
	防災街区整備地区計画区域
	沿道地区計画区域
	新たな防火規制区域 (東京府建築安全条例第7条の3)
	高度利用地区

凡 例

 変更箇所

日照規制による建築物の制限					
用 途 地 域	記号	高さ制限 m	規制種別	制限される建築物の面積から計算した制限のU	
				5 m<L≤10 m	10 m<L
第一種低層住居専用地域	R-2 3-2	4.5	(一)	3時間以上	2時間以上
	R-3 5-3	1.5	(二)	5時間以上	3時間以上
第一種中高層住居専用地域	R-2 3-2	4.0	(一)	3時間以上	2時間以上
第二種中高層住居専用地域	R-3 5-3	4.0	(二)	4時間以上	2時間以上
	R-3 5-3	4.0	(三)	5時間以上	3時間以上
第一種住居地域	R-2 3-2	4.0	(一)	4時間以上	2時間以上
第二種住居地域	R-3 5-3	4.0	(二)	5時間以上	3時間以上
近隣工業地域	R-3 5-3	4.0	(二)	5時間以上	3時間以上
商業地域	R-3 5-3	6.5			

※ 原則として、商業・工業・工業専用地域及び容積率40%以上が指定されている地域、市街化調整区域には、日影規制はありません。

※ 第一種低層住居専用地域においては、軒の高さが7mを超える建築物または地上3階以上の建築物、それ以外の地域においては、高さが10mを超える建築物が、上記の規制を受けます。

※ 足立区の緯度及び経度＝北緯36°00' 東経139°48'

